

平成25年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日 時：平成25年6月11日（火）
午後2時から午後4時30分まで
場 所：県行政庁舎9階 第一会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶（環境生活部 高橋次長）
- 3 委嘱状交付
- 4 議 事

1) 会議の成立

15名の委員のうち11名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員：小金澤委員(会長)、熊谷委員(副会長)、加藤委員、三浦委員、及川委員、澁谷委員、阿部委員、大崎委員、渡邊委員、氏家委員、佐藤委員
欠席委員：官澤委員、高平委員、佐々木(琢)委員、佐々木(圭)委員

2) 会議内容 ※議長は同上条例第18条第1項の規定により、小金澤会長。

〈 小金澤 会長 〉

それでは、これから議事に入りますので、皆さん、意見を出していただきたいと思います。まず最初にイ 国産牛に関する牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しと本県の対応について事務局から御説明をお願いします。

〈 事務局：野地専門監 〉

議題のイ、国産牛に関するBSE対策の見直しと本県の対応について、御説明します。資料は1-1です。初めに、「1. 概要」について御説明します。牛海綿状脳症、いわゆるBSEにつきましては、平成13年9月に国内において、初の感染牛が確認されて以降、国内産牛肉の安全性を確保するため、国においては、全頭検査、特定危険部位の除去・焼却の義務づけ、飼料規制など諸般のBSE対策が取られてきました。これまで国の省令改正により検査対象が、20か月齢超、さらには30か月齢超へと変更がありましたが、制度変更に伴い生じかねない生産・流通現場の混乱を避けることから、本県を含む各自治体で検査を継続決定したものです。

このような対策を講じてきたことにより、日本国内におけるBSE対策が国際的に一定の評価を得ていることや、近年の国内外におけるBSEのリスク低下を踏まえ、内閣府に設置されております食品安全委員会の科学的な評価結果に基づき、国は対策の順次見直しを行ってきました。今回、平成23年10月の厚生労働省の諮問に対する食品安全委員会の2次答申において、国産牛のBSE検査対象月齢を現行の30か月齢超から48か月齢超に見直し可能とする評価結果が取りまとめられました。これらを踏まえ、厚生労働省は、パブリックコメント、薬事・食品衛生審議会報告等の手続きを経て、関係省令の一部を改正し、本年7月1日に施行することを予定しております。

次に「2. 食品安全委員会のBSE対策見直しに係る食品健康影響評価結果」について御説明い

たします。この検査対象月齢の見直しに伴う具体的な根拠として、1点目は、BSEプリオンについて、輸入規制による侵入リスク低減措置、飼料規制等による増幅リスク低減措置及び食肉処理工程における暴露リスク低減措置が適切に取られていることです。この3つの低減措置のうち、「輸入規制による侵入リスク低減措置」とは、EU諸国などのBSEが高率に発生した国からの生きた牛や肉骨粉及び動物性油脂の輸入を停止すること等の措置を講じてきたということです。また、「飼料規制等による増幅リスク低減措置」とは、BSE感染源と考えられる牛由来の肉骨粉を、牛等の反すう動物用の飼料として使用することを禁止したり、飼料製造施設・ラインを分離して管理する措置でございます。3つ目の「食肉処理工程における暴露リスク低減措置」とは、頭部やせき髄などの特定危険部位を除去・焼却することの義務づけや、食肉処理工程において脳やせき髄を破壊するような処理方法を禁止する措置です。これらの措置が適切に取られていることで、国内では11年間に感染牛が検出されていないことでBSEプリオンについてのリスクは無視できる程度の低いレベルであるとされており、今回の評価の根拠となっています。2点目以降は疫学的また感染実験による評価で、まず、日本・アメリカ・カナダ・フランス・オランダの評価対象の5か国において一部の例外を除き、BSE検査陽性牛は、48か月齢以上であること。3点目は、日本国内よりもBSE発生実績の多いEUにおいて、BSE検査陽性牛のほとんど、約98%になっていますが、48か月齢以上で検出されると推定されること。4点目は、国内における経口投与実験で投与後44か月目(48か月齢相当以上)以降に異常プリオンタンパク質が検出されたこと。最後に、BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという感染実験での知見が得られたこと。以上の根拠により、平成25年5月13日付けで、食品安全委員会は国産牛のBSE検査対象月齢を48か月齢、年齢にしますと4歳超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると結論づけ、厚生労働大臣に答申しました。なお、平成23年に厚生労働省から食品安全委員会へ評価要請のあった諮問内容は、国内外の管理措置を20か月齢から30か月齢に引き上げた場合のリスク評価に関するものと、検査対象月齢をさらに引き上げた場合のリスク評価に関するものでした。従って、今回の48か月齢超への引き上げのリスク評価に関しては、平成23年度の諮問内容に含まれていたもので、今回の2次答申に至ったということです。この答申を受けまして、厚生労働省におきましても、今回の見直しに係る方針を示しております。

「3. 厚生労働省の方針」について御説明します。まずは先に御説明しましたように、食品安全委員会において、BSE検査対象月齢を48か月齢超に見直し可能とする評価結果がまとめられたこと。次に、平成24年9月、OIE(国際獣疫事務局)に対し「無視できるリスクの国」の認定申請を行い、本年5月26日からフランスのパリで開催されましたOIE総会において最終的な評価により認定されたこと。最後に検査対象月齢が48か月齢超となった段階では、検査現場での混乱、これはと畜場での検査対象牛と非対象牛の混在ですが、これが解消されること。

これにつきましては、国内に出荷される国産牛総数のうち、48か月齢超の牛の割合は全体の約2割弱と想定されるため、分別管理が比較的容易になること。通常、ブランド牛の出荷適齢が30か月齢前後であることから、その部分においても検査対象牛と非検査対象牛の混在が避けられるとの見解が示されております。以上の点を踏まえ、厚生労働省は検査体制の見直しを図り、検査対象月齢を48か月齢超とする方針を示しました。なお、この見直し以降も一部の自治体において引き続き全頭検査を継続することは、国産牛肉の安全性について誤ったメッセージを発信し、流通に混乱を招く恐れがあると厚生労働省はしております。

次にこの方針に基づく「4. 国における対応」について御説明します。国においては、食品安全委員会の答申を踏まえ、検査対象月齢を48か月齢超とする関係省令、国庫補助の見直しを本年7

月1日に予定しております。改正省令案につきましては、4月25日から5月24日までパブリックコメントを実施しており、また、5月21日が東京都、24日には神戸市において国主催のリスクコミュニケーションが開催されました。5月28日には、OIE総会において「無視できるリスク国」として認定され、5月31日に開催された薬事・食品衛生審議会において資料1-2のとおり報告され、6月3日には、関係省令及び補助金交付要綱が改正され、7月1日の施行に向けた事務調整を行っております。

次に、「5. 本県における対応」について御説明します。県といたしましては、県民からの意見を聴取するとともに、本日の有識者による推進会議による御意見等を踏まえながら、県の方針決定に向け取り組んでいるところです。まず、5月7日に厚生労働省が、全国のBSE検査補助金交付対象となる75自治体に「BSE全頭検査見直し検討に関する調査」というアンケートを実施しております。本県といたしましては、「BSE検査体制の見直しは可能である」としつつ、国に対し、「自治体が一律に見直しを行える体制に向けての調整と各自治体への十分な情報提供を行うこと、生産者等の関係団体への調整を十分に図ること及び国民への丁寧な説明を実施すること」と要望を含め回答しております。厚生労働省が実施したアンケートにつきましては、別紙を御覧ください。74自治体からの回答があり、うち全頭検査を7月1日に「見直す方針」とした自治体は72、「検討中」と回答した自治体が2という結果になっており、7月1日に全国一斉に見直される見通しとなっております。5月20日には、三浦副知事を部会長とする、宮城県食の安全安心対策本部「牛海綿状脳症対策専門部会」を開催し、庁内関係部局による協議をいたしました。6月7日には、県が主催となり、大崎市の県合同庁舎において、厚生労働省職員を講師としたリスクコミュニケーションを実施し、国産牛に関するBSE対策の見直しについて、また現在行われている食肉処理と検査を資料1-3により説明し、県民の方々の御意見を伺いました。

本日の会議におきましては、これまでの全頭検査を見直し、先ほど御説明しましたこれまでのリスク低減措置を今後とも継続した上で、48か月齢超の牛のみを検査対象とすることについて、委員の皆様からの御意見を伺いたいと考えております。県としましては、リスクコミュニケーションや、みやぎ食の安全安心推進会議での内容等を踏まえ、6月中旬に知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部会議」を開催し、全頭検査から48か月齢超牛の検査の見直しの最終的な方針を決定していきたいと考えております。

4ページから10ページの資料は、用語の解説などBSEに関する基礎資料です。資料1-2は、5月31日に開催しました国の薬事・食品衛生審議会での資料、資料1-3は、6月7日に開催しましたリスクコミュニケーションでの説明資料で、説明は省略させていただきます。

以上で、国産牛に関するBSE対策の見直しと本県の対応について説明を終わらせていただきます。

〈 小金澤会長 〉

ただいまの説明について、確認したいことを含めて御意見をいただきたいと思いますが、佐藤委員の事前質問について、事務局からお願いします。

〈 事務局：野地専門監 〉

この会議に先立ちまして、佐藤委員から3点ほど御質問をいただいています。1つめは、BSE対策の見直しについて、2つめは、宮城県で食肉用の県産牛についてはBSEの全頭検査に加えて放射能の全頭検査も実施している。宮城は福島に隣接しており、稲わらの問題などもあって、放射能の全頭検査は今後も必要と思われる。仮にBSEの見直しによって48か月齢以下の牛の検査をやめた場合、放射能の検査はどうするのか。放射能の検査だけ別にするのは非効率ではないか。3番目と

して、24年度の施策の実施状況についてですが、BSE関係の2点について説明したいと思います。

1つめは、当事者でもある食肉衛生同業組合の高平委員の御意見を伺いたい、というものでした。本日、高平委員は欠席されていますので、事前に私どものほうで高平委員を訪問して、この件について説明しております。伺ったのは6月7日になります。3名でお話を伺いました。お話の内容は4点ありまして、1点目は、業界で全頭検査を求める声はない。止めるのであれば、全国一斉に止めるべきだということです。2点目は、全頭検査は儀礼的なものになっており、個人的には、止めるのは結構だと思っている。3点目は、BSE対策より放射性物質への対応が大事である。宮城県はBSEに対し神経質では。4点目は、仙台牛のブランド戦略や販売促進に対しさらなる力の入れ方が必要だ、というこの4点のお話を伺ってきました。

それから2点目の佐藤委員からの質問ですが、検査について放射性物質検査と一緒にすれば効率的ではないか、ということですが、これは、牛の放射性物質検査ですが、平成23年7月28日に原子力災害対策本部長から県内で飼養される牛について出荷制限指示がありました。県では適切な飼養管理を徹底した上で、出荷・検査方針を策定して放射性物質の検査体制を整えるとしております。8月19日に出荷制限の一部解除が認められてから、宮城県産牛の安全性を確保するための品質管理計画の中で全頭検査を実施しているものであります。従いまして、出荷制限指示が解除されるまでは、継続しなければなりません。BSE検査対象部位は頭のえん髓部分であって、放射性物質検査の対象部位は筋肉のため、検査の効率性には影響しないと考えております。このBSE関係の御質問については以上です。

〈 佐藤委員 〉

7日のリスクコミュニケーションではどのような意見が出たのかお示しいただきたい。それから前日の6日に仙台市がメディアテークで開催しているが、その結果について県が何らかの情報をもっていればお示しいただきたい。

〈 事務局：野地専門監 〉

6月7日、大崎合庁で開催しました。参加者は約50名で、当日アンケートをとっております。回答者は28名でしたが、回答率は70%でした。この説明会についての意見ですが、「専門用語が多くてもう少し分かりやすく説明してほしかった」、「BSEについて知ることができてよかった」とありましたが、この中では、特に反対ということはありませんでした。それから、本県での一般消費者の方の牛肉に対するイメージが悪くならないようにという御意見もございました。

〈 事務局：高橋次長 〉

仙台市のお話が出ましたが、メディアテークで実施されまして、仙台市発表によりますと110名の参加があったようです。BSEの話というより放射性物質が話題となり、BSEに関しましては意見が出ていなかったように思います。

〈 加藤委員 〉

本県における対応のところで、5月7日に国に要望したという内容を読む限り、県としては国がちゃんと対応して、他の自治体が止めるのであれば宮城県も止めるという考えだと理解しましたが、県として止めるという意思があまりにも伝わってこないのと、5月21日の農林水産委員会の報告とありますが、全くの報告であって消費者団体が加わっていないくて、何か意見を聞いたのか。7日の大崎での説明会は、宮城県生協連でも参加しましたが、ほとんどが関係者と思われる参加者だったと感想がありました。県民の理解を得て、全頭検査を止めるのであれば止める、消費者団体に何の説明もありませんね。国はどんどん改正していますが、消費者の中には全頭検査の継続を望む方

もいます。理解促進のためには大崎1カ所で県民の意見を聞いたというのは不十分だと思います。消費者モニターに対して何らかのアプローチをしていないのかとか推進会議だけの意見の吸い上げだけで本部会議にもっていく流れでいいのか。消費者団体は、何年間にもわたって全頭検査を望んできたので、その人たちの考えをガラリと変えるためには、国だけの説明でいいのかという疑問があります。県の対応に不安を感じます。決定した後、県民に対するリスクコミュニケーション、情報提供など県として取り組む考えがあるのか、確認させていただきたい。

〈 事務局：高橋次長 〉

5月21日の委員会では、前日までの取組について説明しました。国だけの説明だけでいいのかという意見については、国においても、全国2カ所でリスクコミ、パブリックコメントを実施しています。皆様のお手元に資料1-2をお配りしていますが、1ページにパブリックコメントということで、一般の方から30日間にかけて募集し、69件の御意見をいただいたということで資料を提供していただいています。中身については、3ページ以降にパブリックコメントでの御意見や回答が載せられていますが、回答は本日お手元にお配りした資料1-1のBSEに対する健康影響評価結果ということで、科学的な根拠に基づいて、11年間もBSEが発症していないことや、実際にプリオンを食べさせても48か月以降でないとBSEが現れないとか、科学的根拠やこれまで集まったデータに基づいて、BSEについては48か月齢超を検査すれば問題ないのではないかとした国の考えについては問題ないだろう。と畜場を持つ自治体のアンケート結果にもありますとおり、ほとんどが見直す方向で検討しているということにおいても、科学的な知見から問題ないということはいきたい自治体では一致しています。県民に対する説明が足りないのではないかとということについては、ホームページを活用しながらデータを提供しているわけですが、これだけでは不十分であり、いろいろな媒体を使った情報提供というのは必要ではないかと思います。今回、リスクコミは大崎で開催しましたが、前日に仙台市で実施しており、県全体でみれば2カ所ということでやっていることから、このような説明会となりました。今後においても説明会は国に要望していますが、いろいろな形での説明はしていきたいと考えています。

〈 小金澤会長 〉

その他ございませんでしょうか。国では、全県一斉に実施と言っているが、20か月齢、30か月齢、さらに48か月齢と変更する過程が忙しい。その理由が何なのかよく分からない。確かに科学的な根拠を持っているといっても矢継ぎ早に基準が変わっている。それから、輸入に関する月齢がずれていて、そういう問題もよく分からない。全県一斉にやるからいいじゃないかでは、疑いたくなるような不安感を払拭しきれない。そこら辺、県としてはこんなふう努力しているということがあれば教えて欲しい。

〈 事務局：高橋次長 〉

今回の48か月齢超については、先ほどの説明の中にもありましたが、先の諮問の途中経過として30か月齢超というのが出まして、それが4月1日から施行になりましたが、それに追いかけるように委員会から4月3日に、途中段階ですが48か月齢超が出されました。確かに受ける印象としては、あまりにも唐突すぎるかもしれませんが、一つの諮問の中で、第1次、第2次という表現で示されたものです。

〈 加藤委員 〉

30か月齢超だと、国産牛では年齢の判別がつきにくいという話をと畜場の方に聞きました。理由があつての食品安全委員会の答申だと。だから県としての県民に対する説明は、食品安全委員会が言ったからではなく、宮城県は仙台牛をブランドにして推進しているので、宮城の牛を多くの人

に理解してもらおう手立てを、国の資料だけではなく県としても分かるようにしていただきたい。余談になるが、宮城県のホームページは非常に分かりにくい。食と暮らしの安全推進課がこういうことをやっているとかわかっていない人ではないと入り込めない。深く入り込まないと有益な情報が得られないという作りになっているので、改善の余地があれば検討してほしい。

〈 事務局：高橋次長 〉

ホームページについては、日々、分かりやすくする工夫はしているが、難しい面があると思いますので、どんな人でも入りやすいよう工夫していきたい。BSEに戻りますが、なぜ30か月超で中止できなかったのかについてはおっしゃる通りで、ブランド牛、和牛の場合、どの位の月齢のものが出ているかという、24か月齢から36か月齢の部分が占めています。30か月齢はちょうど真ん中の月齢であり、市場では混乱し、直ぐには30か月齢超を区切りにしてのBSE検査を止めることはできなかったということです。

〈 佐藤委員 〉

宮城県としての特性なりをきちっと明らかにしていただきたい。国に従っているだけでは意味がないので。月齢の話が出ましたが、仙台牛は平均してどのくらいの月齢なのか。それが検査の中でどのような意味合いを持つのかということが1点。また、質問の2項目めで全頭の放射能検査との関連性をお聞きしたのは、資料2の20ページに予算が出てますが、全頭検査の予算が5,138千円。国庫補助を除く金額が1,100千円。一方で、放射能検査に関連して、肉用牛出荷円滑化推進事業が136,528千円。東京電力に請求できるということがあるかもしれないが、それとは別にして全額県費です。この会議では以前に、前の世代の方たちを中心にして、BSE全頭検査の状況を視察しました。延髄などの除去作業を見ておりますが、たいした作業ではないです。全頭の放射能検査をするのであれば、その過程で延髄を採取するだけなら問題のない作業だし、予算的にもかたや1億3千万、かたや500万。500万をけちっているいろいろな言われるなら全頭検査を継続したらいいのではという気持ちになりますが、その点はどうでしょうか。

〈 事務局：高橋次長 〉

最初に、県では年間6,000頭。24年度データで申しますと、5,943頭を検査し、このうち20か月齢以下は3,335頭になります。それが48か月超となりますと約1割ということになります。宮城県においては、県とは別に仙台市でもと畜されており、どちらかというブランド牛は仙台市のと畜場で処理されています。仙台市の平成22年度実績で言いますと県内和牛が13,136頭、県外和牛が4,233頭、と畜頭数は23,721頭になりますが、県の4倍近くが仙台市でと畜されています。県では20か月齢超が2,608頭ありますが、そのような構成でやっております。お金の問題ですが、24年度を見ますと21か月齢超で国から補助がありますが、110万円となっています。20か月齢以下のものについては165万円ということで、佐藤委員おっしゃるとおり額の問題だけでなく、国際的な会議におきまして、5月28日に日本は「リスクを無視できる国」に認定されました。全世界でBSEの全頭検査をしているのは日本だけであり、国においては全頭検査をやることによって国産牛肉の安全性について誤ったメッセージを発信し、流通に混乱を招く恐れがあると国から説明されております。

〈 小金澤会長 〉

放射能の全頭検査はやるのですか。これはいつまでやるのですか。

〈 事務局：高橋次長 〉

検査をしないと出荷できないという状況ですが、これについては農林水産部から説明します。

〈 農林水産部 高橋技監 〉

宮城県に出荷制限がかかっている状態です。検査をして安全なものは出荷していいよという意味で、一部解除という表現がされていますが、現在の宮城県の牛は、残念ではありますが、しばらくは全頭検査は継続されるという状況です。さきほど予算の話がありましたが、畜産課の予算で13,500万円は、実は仙台市場流通分の検査を含んでいますから、圧倒的に多いところをカバーしております。また、事前にサーベイメーターで体を調べて、ちょっと高そうだという場合は少し待って、正常化されるまでの飼育直しの期間の予算も含まれています。

〈 小金澤会長 〉

仙台市の出荷分についても放射能の全頭検査をしなくてはいけないということですが、これは宮城県だけですか。

〈 農林水産部 高橋技監 〉

宮城県の肉用牛は、東京に出荷する宮城県牛であっても同じように検査します。

〈 小金澤会長 〉

放射能の検査をするなら、ついでにBSE検査をすることは技術的にどうかということについてはできないのですか。

〈 加藤委員 〉

その前に、購買生協を抱えるものとして一言。今、予算的な問題で、少額であれば放射性物質の検査と一緒にBSE検査をやってもいいのではないかといった意見がありましたが、検査済みと非検査の商品が売り場に並ぶということは、市場や買い手も混乱します。止めるなら、県は根拠を県民に正しく情報発信して、売り場や消費者を混乱させないようにだけしてほしいと思います。

〈 氏家委員 〉

7日のリスクミでの説明は科学的で、全頭検査は止めていいと感じました。その中でも生協関係者からは「これをどう説明するのか」といった質問が出て、説明は大変だと感じました。今、仙台牛が難しい月齢で出荷されているという情報を得ると、国だけの説明だけでなく、その間のところに県としての現状が情報としてあれば、ここに書いていることがすんなりと理解できたと思います。そのあたりは説明不足という気がします。

〈 小金澤会長 〉

その他ありますか。

〈 澁谷委員 〉

今日の話聞いていてよくわからなかったのですが、この会議が消費者の保護のためなのか生産振興のためなのかどうもごっちゃになっているような気がしました。というのは、県の担当者の説明では、ブランド牛を非常に心配されていて、どうもそれだと、この場では生産振興をどうしようかというように聞こえてきて、会の趣旨としてはそぐわないような気がしました。条例には、県の責務として、県民の健康が最も重要であるという認識のもとに施策を実施するとあります。月齢を上げること、全頭検査を止めることに消費者のメリットがあまり見えないと思います。今日の毎日新聞の記事の中では、BSE検査に獣医師のマンパワーが相当取られているので、本来業務の食中毒対策に投入でき、社会全体としては良い方法に向かうという話があったので、今日の説明では消費者のメリットが全く見えませんでした。このような説明があれば納得します。

〈 事務局：高橋次長 〉

BSEは獣医師が検査を実施しております。その負担の中で、他のところに傾注するというのはあるかと思います。

〈 小金澤会長 〉

いろいろ御意見が出ましたが、推進会議ではどうのこうのというより、有識者の意見聴取というところでとどまっています、最終的な判断は6月中旬の県の会議で決まるわけですから、結論はそこにゆだねるしかないわけで、私どもの役割は今出された意見を反映していただきたいという要望を言うしかないだろうと思います。特に何人かの委員さんから出されたように、やはりこれを説明するというのは、国の方針として出されて全ての県でこれを実施していく、その、なぜそれをやめるのかというときに、一つは安全である、大前提として科学的根拠があると。次の問題として今出されたように獣医師の問題、それからあとは経費の問題という意見も今までの議論の中では何度もマスコミでは出てきましたけども、そういういろいろ要素がかみあってしまっているの、ただそれを説明するときに科学的な安全な根拠があるということが消費者に伝わる、それで48にしましたというのはわからない訳ではないが、今までそれになんでこんなに時間がかかったのかみたいな議論もあってね、なかなか腑に落ちないというか、それで決まる時にはバタバタと3か月くらいで基準が20、30、48と上がっていく訳ですから、どうしても不信感が出るのは致し方ないというふうな側面があります。それを、やはりどう県民に情報として出していくのかというときに、今言われているように放射能の問題とそれから仙台牛という一つブランド牛を持っていること、これは安全なものを出していくってことは専門監がおっしゃったように生産企業サイドではあるけれども、同時に仙台牛が、食べたいというブランドと思っている人がたくさんいるわけで、そういう人に対し安全性を確保するという意味では消費者のメリットにもなると思います。そういうことをちゃんと伝えていくためにも、しっかり県のいうとおり牛肉の安全性、それを食べて県民が健康や安全を確保できるということをちゃんとと言えるような説明の仕方を考えていただきたいという大きな要望を言ってひとまずこの議論は終わりにしたいと思いますがよろしいでしょうか。県の会議のときにいろいろ反映していただければと思います。

では、次の口の食の安全安心に関する施策の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局：野地専門監 〉

議題口の食の安全安心に関する施策の実施状況について説明します。

食の安全安心の確保に関する基本的な計画につきましては、大綱として1安全で安心できる食品の供給の確保、2食の安全安心に係る信頼関係の確立、3食の安全安心を支える体制の整備の3つの施策に分けられ、さらにその施策を6つの中分類、14の小分類に分け、実施に当たっては、計37の施策で計画を推進しております。前年度の施策の実施状況については、各委員から評価いただきまして、知事を本部長とする食の安全安心対策本部会議に諮り、県議会に報告することになっております。

それでは、議題口 食の安全安心に関する施策の実施状況について、①平成24年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況(案)等について、を御説明します。資料2を用いて説明させていただきます。まず、施策の実施状況の概要を説明させていただきます。

1 安全で安心できる食品の供給の確保、(1) 生産及び供給体制の確立、イ 生産者の取組への支援につきましては、生産者の取組を支援し、農業関係では、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の普及拡大、農業生産工程管理(GAP)に基づく自主的な衛生管理の取組の推進、農薬の適正使用を推進し、畜産関係では、牛の個体識別番号耳標装着制度を引き続き実施しました。水産関係では、復旧したカキ共同処理施設に浄化施設を併設するなどの安全対策を取りました。ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援につきましては、生産者の環境整備に対して支援を行い、農

業関係では、病害虫の防除対策支援、カドミウム基準値超過米の発生抑制対策の推進、放射性物質に係る営農対策について指導助言を行いました。ハ 事業者に対する支援につきましては、みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度の普及、米トレーサビリティ法の全面施行に伴う周知啓発や立入検査、「食材王国みやぎ地産地消推進店」の登録を推進しました。(2) 監視指導及び検査の徹底、イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底につきましては、農薬販売者や肥料・飼料製造工場、動物用医薬品販売業者への立入検査を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザの予防のため、定期的な監視を行いました。ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底につきましては、毎年度策定している「宮城県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設を監視するとともに、食品中の残留農薬、ノロウイルス、BSE検査等を実施しました。農林水産物の放射性物質検査を行い、水産物については、魚市場に簡易測定器を貸与し、スクリーニング調査を実施しました。本県産牛肉については、と畜場において放射性物質の全頭検査を実施しました。ハ 食品表示の適正化の推進につきましては、食品表示の適正化を推進するため、JAS法、食品衛生法などの関係法令に基づき監視指導を行いました。食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査、輸入生かき偽装防止特別監視員による監視指導を行いました。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立、(1) 情報共有及び相互理解の促進、イ 情報の収集、分析及び公開につきましては、みやぎ食の安全安心消費者モニター等の意向の把握に努めたほか、監視指導結果等食の安全安心に関する情報を県民に提供しました。ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進につきましては、「地域の食と農の相談窓口」等の設置、民間企業等と連携した「地産地消」のPRなど、消費者、生産者及び事業者の相互理解を促進しました。(2) 県民参加、イ 県民総参加運動の展開につきましては、消費者が参加する「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」、生産者・事業者が自ら取り組む「みやぎ食の安全安心取組宣言」を推進しました。ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映につきましては、消費者モニターへのアンケートの実施など県民の意見を収集し、施策への反映に努めました。3 食の安全安心を支える体制の整備、(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化、イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進につきましては、「宮城県食の安全安心対策本部会議」を設置し、関係部局の横断的な取組を進めたほか、食の安全安心推進員による定例会議を開催し、基本計画に基づく施策の進捗よく管理等を行いました。ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等(個別のマニュアルを含む)による迅速な対応につきましては、基本マニュアルを整備するとともに、関係各課で構成する「食の危機管理対応チーム定例会議」を開催し、特に放射性物質による食品の汚染対策について情報の共有を図りました。ハ 食の安全に関する調査・研究の充実につきましては、生ガキのノロウイルス対策として、新検査手法の実用化のため検証データの蓄積を図りました。ニ 国、都道府県、市町村との連携につきましては、厚生労働省等から違反食品等に係る情報の提供を受けるとともに、国に対しても違反食品等の情報提供を行いました。また、食品表示の適正化に向けて国と連携を図り、疑義情報に迅速に対応しました。(2) みやぎ食の安全安心推進会議につきましては、基本計画に基づく施策の実施状況について評価を受け、各種施策に反映させました。4 食品の放射能対策につきましては、放射能関係については、関係する項目に盛り込んでおりますが、項目を別立てにしてまとめましたので、説明を省略します。

II 施策ごとの実施状況は5ページ以降、施策ごとの実施状況を詳細にまとめていますので御説明します。1-(1)-イ 生産者の取組への支援、(イ) 安全な農産物生産に対する意識の高い経営者の育成につきましては、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」による生産登録面積は前年並みとなりましたが、エコファーマーについては、大きく減少し、6,807人となりました。

した。(ロ) 農業生産工程管理(GAP)等の普及拡大につきましては、震災により平成23年度に休止した事業を復活させ、GAP推進研修会の開催、JGAP指導者基礎研修会への参加など、安全な農産物を生産するための取組を推進しました。(ハ) 農薬の適正使用の推進農薬使用者等への立入検査や農薬管理指導士の研修会、農薬危害防止運動により、農薬の適正使用への意識を高めました。(ニ) 牛のトレーサビリティシステムの推進につきましては、牛の生産履歴の個体識別番号耳標装着に係る各種変更手続き及び登録エラー解消等の支援を行った結果、装着率100%を維持しています。(ホ) 水産関係の施設等の整備支援につきましては、東日本大震災により被災したカキ共同処理施設について復旧整備を実施し、浄化施設を併設するなどの安全対策を取りました。1-(1)-ロ、全な農水産物生産環境づくり支援、(イ) 病虫害の適正防除及び土づくりの推進につきましては、定期的な巡回調査を行い、病虫害に関する防除情報を提供し、関係機関等に対して適切な防除の支援を行いました。また、環境負荷のより少ない病虫害防除を推進するため、難防除病虫害や薬剤抵抗性を有する病虫害の防除対策を検討しました。土づくりについては、土壌診断システムを開発しました。(ロ) 土壌環境適正化の推進につきましては、カドミウム基準値超過米の発生を抑制するため、適正な水管理を推進し、基準値を超過した産米は廃棄処理しました。(ハ) 家畜伝染病の発生予防とまん延防止につきましては、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、疾病の発生防止とまん延防止を図りました。(ニ) 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進につきましては、県産二枚貝の貝毒検査を実施した他、生産者団体によるノロウイルスの自主検査についても指導し、食中毒の未然防止を図りました。1-(1)-ハ 事業者に対する支援、(イ) 営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進につきましては、HACCPの考えを取り入れた「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」の講習会を開催し、食品業界全体の衛生レベルの向上を図りました。(ロ) 中間流通業者、販売店等におけるトレーサビリティシステムの構築につきましては、平成23年7月に米トレーサビリティ法が全部施行となったことから、立入検査や周知啓発を図りました。

(ハ) 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大につきましては、県産食材を積極的に利用している飲食店を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、メニュー表示の取組を行いました。1-(2)-イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底、(イ) 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化につきましては、農薬の販売者及び使用者への立入検査や農薬取締法に基づく指導、農薬危害防止運動等により、農薬の適正使用の意識が高まり、農薬管理指導士は前年度より増加し、1,250人となりました。(ロ) 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施につきましては、関係法令に基づき、肥料生産業者、飼料製造工場及び飼料販売店への立入検査を実施しました。特に、稲わら販売業者への立入検査を
c実施し、放射性物質に汚染された稲わらの流通防止や適正管理を指導しました。BSE発生防止については、飼料分析を実施したほか、牛飼養農家を対象に飼料規制の指導・調査をいたしました。養魚飼料につきましては、飼料製造工場への立入検査及び飼料分析検査を実施しました。(ハ) 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導につきましては、動物用医薬品販売業者への立入検査を行い、適正な流通を確認しました。(ニ) 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施につきましては、県内農場における各種モニタリング検査及び農場からの死亡羽数等の定期報告により異常の早期発見に努めました。1-(2)-ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底、(イ) 食品営業施設の監視指導の徹底につきましては、飲食店及び食品製造施設等の監視指導を実施しました。また、生食用食肉の規格基準が定められたことにより、取扱施設の監視や県民に対する啓発を行いました。食中毒月間には、チラシの配布や講習会の開催をしました。(ロ) 食品検査

による安全性の確保につきましては、輸入食品を始め県内に流通する食品の規格基準の検査、食品中の残留農薬等を検査し、飲食に起因する危害防止に努めました。放射能汚染への対応として、県内産主要農林水産物の放射性物質の検査を実施し、結果を速やかに公表することで県民の不安の解消に努めました。市町村が実施する検査に係る経費についても交付金により支援しました。水産物については、魚市場に簡易測定器を貸与して安全確認を行いました。県産農林畜水産物の放射能測定結果は17ページの表のとおりで、精密検査による検査点数は3,477点、うち基準値超過点数は113点、簡易検査による検査点数は3,302点、うち精密検査実施点数は127点となりました。県産牛については、出荷制限の一部解除を受け、と畜場において全頭検査を実施しました。検査結果は18ページの表のとおりで、県内検査で21,345頭、県外検査で11,389頭検査し、東京都出荷分1頭が基準値超過となりました。(ハ) 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導(BSE対策を含む)の徹底につきましては、営業を再開できたかき取扱施設について監視指導及び生食用かきの検査を実施しました。前年度実施できなかった入札場への監視についても実施しました。かき養殖海域の海水やかきの成分規格やノロウイルスの検査を実施し、健康危害の発生を防止しました。安全な食肉を供給するため、と畜場の監視指導及び食肉検査、食鳥処理施設の監視指導及び食鳥肉の検査、牛全頭を対象としたBSE検査を実施しました。なお、主な数値目標の平成24年度実績ですが、食品営業施設等の復旧が予想より進んだため、計画を上回る実績となりました。1-(2)-ハ 食品表示の適正化の推進、(イ) 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施につきましては、県内7保健所2支所に「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や食品衛生法に関する相談を受け付けました。また、食品表示110番等に寄せられた情報については、JAS法等関係法令に基づく調査を実施し、不適正な場合は事業者に指導しました。アレルギー物質の表示については、うどん、クッキー等48の食品を対象に検査した結果、1検体から検出され、適正な表示を指導しました。輸入生かき偽装防止特別監視員(オイスターGメン)による監視の結果、偽装・混入の事実は確認されませんでした。(ロ) ウォッチャーによるモニタリング調査の実施及び事後指導の強化につきましては、食品表示ウォッチャーの委嘱を前回の倍の100人に行い、小売店に対するモニタリング調査を実施し、「不適」と報告のあった店舗については、県による確認調査、国及び市町村に対して情報提供しました。(ハ) 食品表示に関する研修会(消費者・事業者)等の充実につきましては、事業者に対してJAS法に基づく食品表示の研修会等を開催したほか、適正表示について製造業者からの相談に対応し、また、ホームページにより消費者向けの情報提供を充実し、正しい知識の普及を図りました。2-(1)-イ 情報の収集、分析及び公開、(イ) 県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供につきましては、消費者モニターアンケートや研修会の実施により県民の意向の把握に努めたほか、食の安全安心に関するホームページを管理運営し、食の安全安心に関して分かりやすい情報提供を行い、「みやぎ食の安全安心」サイトへのアクセス件数は281,806件となりました。ウェブサイト「食材王国みやぎ」や「食材王国ふれ宮みやぎ」を活用し食の情報発信をしました。みやぎ食料自給率向上県民運動についても、標語の募集、出前講座、パネル展示により、県民への啓発を図りました。(ロ) 監視指導及び検査結果の適時かつ適切な公表につきましては、宮城県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果を公表しました。2-(1)-ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進、(イ) 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進につきましては、食の安全安心に係るセミナーを開催し、消費者と生産者の相互理解を深めました。全農業改良普及センター等に設置している「地域の食と農の相談窓口」においては、54件の相談に対応しました。(ロ) 関係団体等との連携・協働の推進につきましては、食育・地産地消の取組について、「食材王国みやぎ伝

え人」の創設や民間企業等と連携したPRにより、県産食材への一層の理解を得ることができました。(ハ)「地産地消」の推進及び生産・消費の相互交流の充実につきましては、11月を「すくすくみやぎっ子 みやぎふるさと食材月間」と定め、学校給食における県産食材の利用の拡大を図った結果、給食における地場野菜等の利用品目割合は24.4%となりました。2-(2)-イ 県民運動総参加運動の展開、(イ)県民が参加する消費者モニター制度の推進県政だより等を活用して、消費者モニターの登録者を募り、消費者の参加促進に努めました。登録者数は、25年3月末現在で774人となりました。(ロ)生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援につきましては、生産者及び事業者が取り組む食の安全安心の自主基準について、ホームページにより公開するなどの支援を行いました。事業者の登録者数は、25年3月末現在で3,176者となりました。(ハ)知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発につきましては、事業者に対して研修会等を通じ、JAS法に基づく食品表示に関する正しい知識の普及に努めました。2-(2)-ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映、(イ)県民の意見の把握につきましては、消費者モニターへのアンケートの実施、セミナーでの意見交換、宮城県食品衛生監視指導計画策定時のパブリックコメントの実施、みやぎ食の安全安心推進会議の開催により、広く県民の意見を収集しました。(ロ)食の安全安心に関する相談窓口(食品表示に関する相談窓口を含む)の充実につきましては、食の安全安心に関する総合窓口及び食品表示110番、また、県内保健所に食の110番を設置し相談等に応じました。相談件数は、食の110番が208件、食品表示110番が30件となりました。3-(1) 体制整備及び関係機関との連携強化、イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進につきましては、関係部局の横断的な取組を推進したほか、関係各課に配備されている食の安全安心推進員による定例会議を開催し、基本計画に基づく施策の進ちょく管理を行いました。ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等(個別のマニュアルを含む)による迅速な対応につきましては、関係各課で構成する「食の危機管理対応チーム会議」を開催し、放射性物質による食品の汚染対策等について、情報の共有化を図りました。ハ 食の安全に関する調査・研究の充実につきましては、生ガキのノロウイルス対策として、新検査手法の実用化のため検証データの蓄積を図りました。ニ 国・都道府県、市町村との連携につきましては、厚生労働省等から違反食品等に係る情報の提供を受けるとともに、国に対しても違反食品等の情報提供を行いました。また、食品表示の適正化に向けて国との情報交換会を毎月開催して連携を図り、疑義情報に迅速に対応しました。3-(2) みやぎ食の安全安心推進会議につきましては、例年通り3回開催し、2期計画に基づく施策の実施状況について評価を受け、各種施策に反映させました。4 食品に係る放射能対策につきましては、食品に係る放射能対策につきましては、各施策の中で御説明しましたが、取組内容が分かりやすいように項目を別立てにして掲載しております。

資料の40ページからは実績総括表ですが、施策の実績となる数値を取りまとめておりますので、御覧いただきたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

提案ですが、資料2を説明していただいたが、今日は、皆さんに評価をしてもらうので、関係する資料4について説明していただいたほうがよいかと思います。

〈 事務局：野地専門監 〉

わかりました。資料4を使いまして、説明させていただきます。平成24年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)」に基づく施策の実施状況(案)に係る評価についてです。

この評価をいただく目的ですが、これは計画の各種施策を総合的に推進するために施策の実施状況を評価いただき、来年度の年次計画や今年度の実施内容に反映させていくことを大きな目的としております。委員の皆様には評価をお願いしたいのは、平成24年度の施策の実施状況についてです。

それでは、評価の方法について御説明します。資料2の表紙をめくっていただきますと、左に目次がございます。この目次にローマ数字のⅡ「食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況」とあります。その下に算用数字1としまして、「安全で安心できる食品の供給の確保」、算用数字2としまして、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」、3として、「食の安全安心を支える体制の整備」、この3つの大分類で構成されております。その下に算用数字4としまして、「食品に係る放射能対策（再掲）」とありますが、その内容は先ほど御説明しましたように、算用数字1から3それぞれの大分類の項目に記載しております放射能に関する内容を再掲したものです。これは食品の放射能について特に関心が高いということを考えまして、別立てとしております。

次に資料4を御覧下さい。委員の皆様には、平成24年度の施策の達成度について御評価をいただくこととなります。その評価は、施策の小分類を単位に行っていただきますが、先ほど申し上げました算用数字4「食品に係る放射能対策」につきましても、大分類の（1）～（3）ごとに改めて達成度を評価していただきます。

点線で囲った部分を例に御説明します。算用数字1の「安全で安心できる食品の供給の確保」が大分類、その下の（1）の「生産及び供給体制の確立」、これが中分類、カタカナのイ「生産者の取組への支援」、これが小分類、その下に（イ）から（ホ）までありますが、これが施策です。評価は、小分類ごとに行っていただきますので、この（イ）から（ホ）までを取りまとめた、「イ 生産者の取組への支援」、これが対象となります。小分類は全部で14ございまして、評価は小分類ごとに行っていただきます。

もう一度、資料2の5ページと6ページを御覧いただきます。今説明した区分というのがここになりまして、5ページの左上（イ）から6ページ下の（ホ）の各施策ごとに実施状況の説明と枠組みの中に成果が記載されておまして、さらに7ページの上の方に数値目標があるものについては、その実績が示されております。さらに40ページから45ページを御覧いただきますと、実績数値総括表がございますので、評価の際には、これも参考にさせていただきたいと思っております。

また資料4に戻っていただきますが、6ページをご覧いただきたいと思っております。食品に係る放射能対策につきましても、算用数字1から3の大分類の中の関係する施策に、その実施状況を盛り込んでおりますので、大分類1から3では、放射能対策を含めて評価していただき、さらに大分類4でも、放射能対策のみを改めて評価をお願いしたいというものです。

それでは、資料の1ページにお戻りください。評価を施策の達成状況に応じて、ABCの3段階でお願いします。「達成している」はA、「概ね達成」はB、「達成していない」はCとなります。評価の視点としては、「進捗状況」、どの位進んでいるか、「連携状況」、関係各課・機関と連携し進めているかどうか、それと「協働状況」、生産者・事業者、消費者と協働し施策を進めているかどうか、これらによって判断していただきますが、どこに重点を置いて評価するかは、委員の皆様のお判断でかまいません。

資料4の2ページ目からが、実際に提出していただく評価表になります。この右端の達成度の欄にABCを記入していただきます。その左に「本文頁」とありますが、これは、資料2のそれぞれの施策の実施状況のページに対応しております。これは資料2を御覧になりながら達成度の欄にABCの御記入をお願いするものです。下の方に、意見・提言の欄を設けておりますので、委員の皆様

様には併せて意見などを記載していただきますようお願いいたします。

評価表を作成していただきましたら、お手元に配布しております封筒で、6月25日（火）まで事務局のほうに返送していただくようお願いいたします。皆様の評価表が集まりましたら、全体を整理し会長のほうに御報告いたします。会長には、これを取りまとめて調整していただき、推進会議としての総評をお願いします。次回8月9日開催予定の推進会議にお諮りし、食の安全安心対策本部会議にて承認を受けまして、その後、県議会での報告となります。また、何か分からないことがありましたら、事務局のほうに電話でも結構ですので、お問い合わせをお願いします。以上で説明を終わります。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。今、資料2を読んで、資料4の例で言えば、（イ）から（ホ）をまとめてイの「生産者の取組への支援」の小分類ごとにABCで達成度を評価するということなので、間違わないようにお願いします。それで、意見や提言など感じたことをしっかり書いてもらいたいということですが、資料2について、ここだけは確認しておきたいと言うのがありましたらお願いします。

〈 加藤委員 〉

3ページの口の学校給食の県産食材の利用拡大について促進したとありますが、生協も食育に取り組んでいます。若いお母さんたちは放射能を気にしていて、提供される野菜についても心配なので自分で持たせますという不安なお母さんもいます。学校給食の利用拡大が、現場でそういう方もいるけどちゃんと促進していますとかいうのが分かれば教えてください。11ページで、営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進ですが、県としての認識としては、事業者の関心が高まり多くの方が研修会に参加すれば良いとしているのか。両輪として消費者の理解が進まない事業者の支援に繋がっていかないと思う。28ページの消費者モニターですが、モニターの役割としては研修会に出ることと、アンケート調査に協力することが役割なのでしょうか。これだけがモニターに求められていることなのか確認したいと思います。

〈 佐藤委員 〉

27ページを見ていただきたいのですが、学校給食の利用品目の割合が24.4%となっています。23年度は25.6%で、下がっています。23年度の数字が前年より下がった去年の回答は、基本的には、震災による津波等で生産基盤が失われたこと、風評被害もあって栄養士が敬遠しているということでした。平成24年度は生産基盤は回復したはずですが、それから放射能に関しては、従前の基準500ベクレルから100ベクレルに下がりました。学校給食については50ベクレルと、強化した目標にしたにもかかわらず、利用率が下がっている。これは明らかに風評被害があって下がっているのか。だとすると学校給食の関係者の意識が足りないのか、これの対策を県が怠っているのか、お聞きしたい。

〈 事務局：野地専門監 〉

モニターは、県内に住んでいらっしゃる18歳以上の方で、みやぎ食の安全安心推進条例に基づいて、消費者としての役割を自ら果たす人材を育成することですので、研修会、それに基づいて県が行うアンケート調査、いろいろな食の安全安心に関する意見を提言していただくということがモニターの役割です。

〈 加藤委員 〉

モニターに周知されているのか。

〈 事務局：野地専門監 〉

モニター研修会等で説明しています。

〈 小金澤会長 〉

次の質問については。

〈 農産園芸課 廣上技術副参事 〉

学校給食の関係ですが、資料の26ページを御覧いただきたいのですが、11月を「すくすくみやぎっ子みやぎのふるさと食材月間」という位置づけで、地元の食材を使って給食をつくりませんかと地産地消を推進しているところです。しかしながら、平成23年度が25.6%に対して24年度が24.4%に下がったという御質問ですが、確認している範囲では、震災の影響がありました。学校給食に納めている農家には一箱だけを持って行くような方もいらっしゃるって、なかなか地元産の食材の供給が難しかったということがあって、思ったよりもできていない状況です。放射性物質を不安に思っている方がかなりいるのも事実で、その関係で進んでいなかったということもあります。県としましては、検査体制をしっかりと整備しており、検査結果をホームページに掲載して安全安心をアピールしながら使ってもらいたいと考えております。利用者の方にはデータが公表されるということで使い易くなったという声もありますが、一方で、一部保護者の中には、安全性が確保されていないとして使うことに対して前向きじゃないという方もいらっしゃいます。今後とも県としましては、食材の安全性をPRしながら利用拡大を図っていきたいと思います。

〈 氏家委員 〉

学校給食の現場に長年関わってきましたが、震災の影響がものすごく大きいと思っています。保護者を安心させるために未だに「県産のものは扱わない」と公言しているような市町村もありますし、信頼を回復するというにはかなり時間がかかると実感しています。

〈 事務局：大槻技術補佐 〉

みやぎHACCP研修会について、御質問を頂戴しましたが、宮城県が自主管理を導入していただくために設けたシステムですが、確かに事業者には衛生管理システムを理解していただくことを第一の目的としてこれまで研修を行ってまいりました。事業者の裾野を広げるということを主眼にやってきましたが、今後はみやぎHACCPの知名度を上げるためにも消費者の方々にも理解していただけるようなやり方を検討してまいりたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

他に。

〈 澁谷委員 〉

21ページですが、食品表示モニタリング調査でウォッチャーを前回の倍の100人にしたとあります。2009年の国民生活白書の中で分析されていますが、食品表示については人員を多くすればするほど、違反事例が見つかるかとあります。正比例関係にあるということです。内閣府の分析が正しいとすれば、本来であれば去年の倍の違反事例があるはずですが、総括表を見ると疑義は少なくなっています。となると問題となるものは少なくなっている、正常化しているという見解でよろしいでしょうか。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

そこまで大きい視点で分析できる件数なのかということもあります。ウォッチャー一人が1か月に2店舗、1店舗につき5品目、それを7か月調査していただきました。全部で36の疑義情報がありました。前回22年度に比べて少なくなっておりますが、必ずしもそのことが正常化していると見るのは難しいとは感じております。

〈 澁谷委員 〉

わかりました。

〈 小金澤会長 〉

確認ですが、エコファーマーの数が減った理由は、

〈 農産園芸環境課 廣上技術副参事 〉

エコファーマーの人数が減ったのは、採択要件となっている国庫事業「農地水環境保全対策事業」が平成23年度で終了したことが一つの要因かと考えられます。また、エコファーマーは5年毎に更新することになりますが、平成23年度が任期満了でもありました。更新する際には、さらに新たな技術を導入しなければならず、要するにハードルが高くなるということで更新せず減少したということになります。

〈 小金澤会長 〉

メリットがないとこれからも増える見込みはないと。政策的な問題が絡んでいるのに、目標値が上げてしまうときつくなってしまうのではないかと。少なくなったからがんばって1万人を目標にするというのは、目標設定が本当にこれでいいのか。メリットがないと分かっているのだから整理する必要があるのではないかと。

〈 大崎委員 〉

エコファーマーになったからどうなるといったメリットがなく、ただ育てますでは難しいと思います。

〈 小金澤会長 〉

食の安全安心のマークの問題もメリットがあるのかという話になると、本当にどうなんですかみたいな話がありますが、時間が過ぎてしまったので、資料4と2についてはこれで終わりにして、個別に分からないことがあれば連絡をしてください。

それでは、ハ 食品放射性物質の検査体制について、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局：赤間部技術副参事 〉

ハの食品の放射性物質の検査体制について、資料5に従いまして説明します。資料5の1ページですが、これは、左から右に、生産から消費に至る食品の放射性物質の検査体制を図示したものです。

まず左の生産環境検査ですが、土壌については、水稻等の作付け前に検査を実施し、この調査結果を参考に営農指導を行います。牧草や稲わら等の家畜飼料は、モニタリング検査を実施して、許容値以上の数値が検出された場合は、使用自粛の要請を行います。堆肥についても同様に検査を実施しまして、許容値以上の数値が検出された場合は、同じく使用自粛の要請を行います。

次に出荷前検査ですが、農林水産物については、放射性物質検査計画に基づきまして、定期的にモニタリング検査及び精密検査を行い、検査結果を速やかに公表しております。廃用牛等については、出荷前に生体検査を実施しまして、基準値を超える恐れのない牛のみを食肉処理場に出荷しています。

出荷後検査ですが、流通食品については、食品衛生監視指導計画に基づいて収去検査を行っており、基準値を超過した場合は、回収措置及び迅速な公表をすることとしております。また食肉処理場における流通前の牛肉検査におきましては、県外の食肉処理場出荷牛を含め、全頭検査をしております。学校給食では、使用される食材の事前検査と給食一食全体、陰膳といいますが、事後検査を実施します。市町村による検査では、住民が家庭菜園で自家栽培した農産物等を持ち込んで、検査ができるようにしております。

次に2ページと3ページは、県内農畜水産物等の放射性物質検査計画です。四半期ごとに策定しまして、県ホームページで公表し、国にも報告しております。検査結果につきましては、原則として毎週水曜日と金曜日の週2回公表し、県ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」に掲載しておりますが、基準値超過が判明した場合には、その都度記者発表を行います。4ページと5ページは、6月4日現在の国による出荷制限指示及び県の出荷自粛要請の状況です。一部地域で生産されましたブルーベリー、そば、大豆などの農産物、原木ムキタケなど10種類の林産物、スズキなど10種類の水産物などが出荷制限や出荷自粛の対象となっております。

6ページからは、平成24年度の検査結果をまとめております。6ページは、県産農林水産物の検査結果ですが、精密検査では279品目、3,477点を検査し、基準値以下が3,364点、96.8%でした。7ページの下はスクリーニング検査結果で、3,302点を検査しまして、96.2%が精密検査実施目安以下でした。精密検査実施目安とは、基準値の1/2を超過した場合ということです。8ページは、県内の流通食品の検査結果です。ゲルマニウム半導体検出器による精密検査では、飲料水、牛乳、乳児用食品、一般食品の167点を検査し、基準値を超過した食品はありませんでした。簡易検査では、一般食品150点を検査しまして、国が定める基準値の1/2を超過した食品はありませんでした。9ページは、県内の食肉処理場における牛肉の検査結果です。中段の2をご覧ください。平成24年度は、仙台市食肉市場及び宮城県食肉流通公社の合計で21,345頭を検査しまして、基準値の超過はありませんでした。県外出荷分につきましては、11,389頭のうち、昨年10月、残念ながら東京の芝浦に出荷した1頭が基準値を超過しました。出荷牛の生体検査の結果は、3及び4に掲載しております。肉用繁殖牛や乳用牛の廃用牛については、と畜前に5,270頭を検査し、うちと畜した5,162頭では、その後の放射性物質検査において基準値を超過したものはありませんでした。成畜市場においては、211頭の生体検査を実施し、171頭を上場しております。続いて学校給食における検査結果です。10ページは、学校給食に使用される食材の事前検査の結果で、2,182検体全てが「精密検査の実施の目安」以内となりました。「精密検査の実施の目安」とは、表の右側の※印にありますように、国の基準値の1/2、50ベクレルになります。11ページは、学校給食一食全体の事後検査の結果で、要望のあった12市町、県立学校8校を対象に実施し、296検体全てで不検出となりました。最後12ページは、市町村住民持ち込み放射能測定の結果です。35市町村で8,997点が測定され、うち641点が基準値を超過しました。測定結果につきましては、「放射能情報サイトみやぎ」に掲載しております。

以上、平成25年度の食品の放射性物質の検査体制について、資料により説明しました。御協議についてよろしく申し上げます。

〈 小金澤会長 〉

何か御質問はありますか。資料3については、これは特に説明はしないのですね。

〈 事務局：野地専門監 〉

この資料は、参考に御覧下さい、というものです。

〈 小金澤会長 〉

それでは、議題ニ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局：野地専門監 〉

資料6の1ページを御覧下さい。アンケート調査について御説明します。毎年実施しております

が、今月下旬から来月上旬にかけて実施したいと考えております。設問テーマは昨年度に引き続き「食と放射性物質」としており、経年的な意識の変化を見たいと思います。前回の会議で放射能や風評被害の問題に対してどういうものが必要なのか、モニターのような見識を持った方々への設問を盛り込んでどうかとの御意見を頂戴したことから、今回設問に盛り込んでおりますので、事務局から説明します。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

このアンケートは、毎年度実施しているものですが、前半がその時々の時宜に適ったテーマに関する設問、後半は「食の安全安心について」として毎年度継続して伺っている設問、の2部構成としております。まず前半の、今年度のテーマといたしましては、食品中の放射性物資の問題が食の安全安心を確保する上で、依然として大きな課題でありますことから、昨年度と同様、「食と放射性物質について」にしたいと考えました。

では、具体的設問（案）ですが、資料の2ページと3ページを御覧ください。まず、昨年度、平成24年度の設問であった問1から問11、及び問14の計12問につきましては、経年変化を見るために、今年度も引き続き採用したいと考えております。次に、「見識を持つ方々への設問」として、2問を考えてみました。3ページの中ほどですが、新問13として「食品の放射性物質による不安や風評被害の解消に向けて、行政の取り組みとして必要と思うものは何ですか。（複数回答）」と、新問14として「食品の放射性物質による不安や風評被害の解消に向けて、行政の取り組みのほかに必要と思うものはありますか。（複数回答）」、これらの2問を新たに追加したいと考えます。また、昨年度の設問でありました旧問12と旧問13につきましては、食と放射性物質とは直接関係のないものであることから、今年度は採用しないことにしたいと考えます。

以上が、前半の「食と放射性物質について」における計14問でございます。次に、後半の「食の安全安心について」の計9問につきましては、4ページと5ページに記載してございますが、毎年度継続して伺っているこれらの設問は、今年度も引き続き採用したいと考えております。

以上、「平成25年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート」の事務局（案）を御紹介させていただきましたが、御意見などがございましたら、よろしく願いいたします。

〈 小金澤会長 〉

何か御意見はありますか。確認ですが、属性はありますか。年齢とか男女とか宮城県に来て何年とか。風評問題だとずっと宮城県にいる方と転勤で来ましたとか、というのは重要なので。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

性別とか年代ぐらいですが。

〈 小金澤会長 〉

風評問題だとどのくらい住んでいるかが必要だと思ったので、よろしく願いします。その他ありますか。

〈 加藤委員 〉

設問1ですが、いきなり「放射性物質」とありますが、「食品中の」でよろしいですか。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

そうです。タイトルになっていますので。

〈 小金澤会長 〉

それでは「食品中の」を入れて下さい。その他、気がついたことがありますか。よろしいでしょうか。続いてロゴマークについてお願いします。

〈 事務局：野地専門監 〉

それでは、取組宣言のロゴマークについてです。これも事務局から説明します。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

「みやぎ食の安全安心取組宣言」事業につきましては、近年登録者数が伸び悩んでいることから、食の安全安心に取り組む県内の生産者や事業者が参加しやすいよう、平成22年度に開催した「みやぎ食の安全安心県民総参加運動あり方検討会」で御検討いただいた結果に基づいて、事業内容を改めることにしております。具体的には、ロゴマークはインパクトのあるデザインにリニューアルするとともに、宣言内容には生産者や事業者の得意とする分野やアピールポイントを打ち出せるようにする、というものでございます。新ロゴマークには、県のPRキャラクター「むすび丸」を活用することとし、著作権を有する「旭プロダクション」にそのデザインを委託しておりましたところ、今般、(案)としてラフデザインを御提示いただきましたので、本日、委員の皆様にご覧いただき、御意見を頂戴したいと思います。まず、新ロゴマークの構成(案)ですが、資料の6ページを御覧ください。Aの部分には「みやぎ食の安全安心取組宣言」の文字が入ります。7ページに2つの案を掲載しておりますが、このうちのどちらか1つを、取組宣言者が店頭などに掲示する際の統一したデザインとして使用することを考えており、どちらが適当か、御意見や御要望を頂戴したいと思います。次に、その右肩のBの部分には「むすび丸」が入ります。8ページに5パターンを掲載しておりますが、取組宣言者は業種や生産する農作物がそれぞれ異なることから、これについては、宣言者が好きな「むすび丸」を選択できるようにすることを考えております。本日は、このラフデザインはこうしたらいい、これらの他にこういうデザインがあってもいいのでは、などの御意見をいただきたいと思っております。ちなみに、B-1、B-4、B-5の「むすび丸」はハートを抱えておりますが、これは「安心」を表しているとのことでございます。6ページの構成(案)に戻りまして、Cには承認番号が入り、Dは宣言者が得意分野や消費者へのアピールポイント、安全安心へのメッセージを書き加えられるスペースとしております。9ページには、文字についてはA-2、「むすび丸」についてはB-1を組み合わせた完成例を掲載しております。以上、ロゴマークの構成、「みやぎ食の安全安心取組宣言」の文字、「むすび丸」キャラクターのそれぞれに対する御意見や御要望について、よろしくお願いいたします。

〈 小金澤会長 〉

御意見はありますか。

〈 加藤委員 〉

この場で決めるのですか。

〈 事務局：菊地課長補佐 〉

御意見を頂戴したいと思います。

〈 小金澤会長 〉

取組宣言の中で議論が出ましたように自分の意見を出していただいた上で最終決定しますが、やはりポイントは、このメリットだと思います。今の宮城県に問われている安全安心というのはなんだろうかと言ったら、放射能問題も含めてあるのだろうと思う。これが明確に出て行かないと、間違いなく検査も受けてますと言えるような、その上で、さらにオリジナルなアピールポイントがあって、「放射能検査を受けています」というようなことが共通にあってもおかしくないのかなど。そういうものをアピールしていくことが今の時点で取組宣言の一つのメリットなのかと思います。

〈 加藤委員 〉

今、私がこの場で決定するのかと確認したのは、多くの県民の人にこのマークを知ってもらうためには、県民に選んでもらう手法が一番いいと思っております。それが大変だということで、この場で決

めてこれですよと出したとしても、宮城生協でも前のマークを知っている人はいません。サービスカウンターにありますよと教えない限り、だれも県の取組宣言者だということは、コアなリーダーでも知っている人はいないと思います。ホームページは多くの方は見ないかもしれないが、スマホの時代なので若い方は見ます。内向きな検討ばかりでなく、手間はかかっても、県民に対してアピールする手法を工夫してほしい。私の前任者が、検討委員になって県民に広げるためにどうしたらいいかという議論をしたが、リニューアルするマークが知らないところで決められ、知らないうちにお店に貼られていたでは悲しいと思う。マークを決める時点から、県民に対して投票するような。できるかどうか分かりませんが、加藤の一意見としてお聞きとめいただければと思います。

〈 小金澤会長 〉

今言ったようにメリットの問題もあります。どういう目的ですか。検討していた時期と状況が変わったので、単にむすび丸を持ってくればなんとかなるだろうということではないだろうと思います。マークを作って何をアピールするのか、アピールする時に県民にちゃんと分かってもらい、これを付けると間違いないというのを、宮城県としては牛の全頭検査をやっているというようなことをアピールできるマークにしておけば、加藤さんがおっしゃったことは無くなるだろうと思います。最終的にパブコメみたいな形でホームページで投票してもらうことは必要だと思います。ただ、その前に意味みたいなものの議論は必要だと思うので、今日、配布された封筒を活用して御意見を入れていただき、それを集約して8月の会議の時にどうするのか、加藤さんの意見も入れながら議論したいと思います。

〈 佐藤委員 〉

基本的に、自分たちの得意分野もしくは自分たちのアピール、取組宣言をするんだ、もしくは取組宣言している、ということを書き込める場を作るということが大きな題目になっているので、その部分を含めてまず委員の皆様から意見をいただき、2つ作って県民にホームページで投票してもらうというのは一番安くて一番目立つやり方だと思うので、それはそれでいいのかなと思います。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。なければ、時間ですのでマイクを戻します。

〈 事務局：高橋次長 〉

ロゴマークについていろいろ意見を頂戴しました。各個人から御意見を出していただき、これをベースに検討させていただければと思います。よろしくお願いします。

〈 司会 〉

活発な御議論大変ありがとうございました。以上をもちまして、会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。次回の開催は、8月9日金曜日、午後2時からとなります。おって開催の御案内を差し上げたいと思いますので、御出席いただきますようお願いいたします。